

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。
(指定事業者番号：京都府 第2671400048号)

当事業所は、契約者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 設置運営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金	3
6. 事業所利用上の留意事項	1 1
7. 介護施設におけるリスクについて	1 2
8. 利用の終了(契約の終了)	1 3
9. 秘密の保持	1 4
10. 個人情報の保護	1 4
11. 事故発生時および緊急時の対応	1 4
12. 損害賠償について	1 5
13. 非常災害対策	1 5
14. 感染症対策の強化	1 5
15. 業務継続に向けた取組み	1 6
16. 虐待防止のための取組み	1 6
17. 身体拘束等の適正化のための取組み	1 6
18. ハラスメント防止のための取組み	1 6
19. 利用者への説明・同意等に係る見直し	1 6
20. ICT機器等の使用について	1 7
21. 苦情の受付	1 7
22. 第三者評価の受診状況	1 8
23. 連帯保証人	1 8

1. 設置運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人京都悠仁福社会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区深草正覚町 23 番
- (3) 電話番号 075-561-6550
- (4) 代表者氏名 理事長 武田 隆久
- (5) 設立年月日 平成18年2月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所
(令和3年11月1日 指定 京都府 第2671400048号)
介護予防短期入所生活介護事業所
(令和3年11月1日 指定 京都府 第2671400048号)

※当事業所は、特別養護老人ホーム加茂の里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者（利用者）が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し介護予防短期入所生活介護サービスまたは短期入所生活介護サービス（以下、短期入所生活介護サービスという）を提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム加茂の里
- (4) 事業所の所在地 京都府木津川市加茂町駅東四丁目1番地3
- (5) 電話番号 0774-76-7607
- FAX番号 0774-76-7802
- (6) 管理者氏名 施設長 辻 克哉

(7) 運営方針

- 1 利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を維持、向上できるようその有する能力に応じて日常生活上の介護及び機能訓練を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努め、利用者との間に信頼のかけはしを築くものとする。
- 3 事業の運営に当たっては、地域社会や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 令和3年11月1日（法人合併前、平成12年4月1日）

(9) 併設されている他の事業

当事業所に併設されている事業は、次のとおりです。

- ・介護老人福祉施設[50名] 令和3年11月1日指定
- ・通所介護[1日定員40名] 令和3年11月1日指定
- ・通所型独自サービス 令和3年11月1日指定
- ・居宅介護支援事業所 令和3年11月1日指定
- ・訪問看護 令和3年11月1日指定
- ・介護予防訪問看護 令和3年11月1日指定
- ・ケアハウス 令和3年11月1日指定

(10) 通常の事業の実施地域

京都府木津川市及び京都府相楽郡全域

(11) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	年中無休
営業時間	終日
利用定員	20名 (従来型個室9床、多床室11床)
受付時間	8:30~17:00

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。入居される居室は、個室若しくは多床室です。また必要に応じて、畳部屋対応も可能となっています。

※以下の設備については介護老人福祉施設と併せて表示しています。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室 (1人部屋)	18室	電動式ギャッジベッド、チェスト、床頭台 共用洗面台(個室は専用)、共用トイレ(個室は専用) ナースコール
多床室 (3人部屋)	4室	
多床室 (4人部屋)	10室	
食堂	2箇所	テーブル、椅子 ※2階、3階に各1室
機能訓練室	2室	※2階、3階に各1室
浴室	1室	一般浴槽3台、特殊機械浴槽2台
医務室	1室	特別養護老人ホーム加茂の里診療所 (ただし、保険医療機関ではありません。)

☆居室の変更:利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者またはその家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項:トイレは、各居室内に配置されています。

☆利用者のご利用期間中、居室において自身で施錠された場合でも、職員が安否確認及びトイレ誘導等を行うにあたり、開錠させていただく場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) <主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を充たしています。

職 種	員 数(令和6年4月1日現在)
①管理者（施設長）	1名（常勤）
②医師	1名以上
③生活相談員	1名以上（常勤）
④看護職員	3名以上（常勤換算）※1名は常勤
⑤介護職員	24名以上（常勤換算）
⑥管理栄養士（栄養士）	1名以上
⑦調理員	1名以上
⑧機能訓練指導員	1名以上
⑨介護支援専門員	1名以上（常勤）
⑩事務員	1名以上
⑪介助員	1名以上
⑫介護補助	1名以上

注1 併設の介護老人福祉施設の配置職員を合計して表示しています。

(2) 各職種の主な業務内容

①管理者（施設長）

事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

②医師

利用者に対して健康管理を行なうとともに必要に応じ利用者の診察を行います。

③生活相談員

利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内サービスの調整、他機関との連携において必要なことを行います。

④看護職員

健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者の必要な看護処置を行う。また、診察の補助、協力病院と利用者の健康に関する情報交換を行います。

⑤介護職員

施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状態等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行います。

⑥管理栄養士（栄養士）

管理栄養士は栄養、利用者の身体の状況や嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たします。栄養士は調理業務全般及び栄養管理業務の補助を行います。

⑦調理員

適時適温を考慮し、調理業務全般を行い、安心・安全な食事を提供します。

⑧機能訓練指導員

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑨事務職員

施設の維持・運営に必要な事務を行います。

⑩介護支援専門員

施設サービス計画の作成に関する業務を担当します。

⑪介助員

受診の送迎や付き添い、シーツ交換などを行います。

⑫介護補助

介護職員が行う身体介護以外の周辺業務を行います。

5. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料

(1) 介護保険給付対象サービス（契約書第5条）

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割、もしくは7割が介護保険から給付されます。

<介護保険給付サービス>

種類	内容
食事の介助	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとって頂けるように配慮します。 朝食 7:30~9:30 昼食 12:00~13:30 夕食 18:00~19:30
入浴の介助	入浴または清拭を週2回行います。 座位のとれない方は、特殊浴槽等を使用しての入浴ができます。 サービス提供時は、プライバシーの保護に配慮します。
排泄の介助	排泄の自立に向けて、利用者の状況に応じた適切な排泄介助を行います。 サービス提供時は、プライバシーの保護に配慮します。
着替え等	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。サービス提供時は、プライバシーの保護に配慮します。
機能訓練	利用者の心身の状況に応じて、機能訓練指導員が、生活機能の維持、改善に努めます。

【サービス利用料金（1日あたり）】

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた下記利用料金表に記載の金額（自己負担額）をお支払い頂きます。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。また、この料金については従来型個室及び多床室も同額です。）

（利用料金・・・短期入所生活介護サービス費 従来型個室・多床室の1日あたり）

	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用に係る自己負担額	要支援1（1日 451単位）	466円	932円	1,398円
	要支援2（1日 561単位）	580円	1,160円	1,739円
	要介護1（1日 603単位）	623円	1,246円	1,869円
	要介護2（1日 672単位）	695円	1,389円	2,083円
	要介護3（1日 745単位）	770円	1,540円	2,309円
	要介護4（1日 815単位）	842円	1,684円	2,526円
	要介護5（1日 884単位）	913円	1,826円	2,739円

通常の送迎費（片道 184単位）	1割負担	2割負担	3割負担
	190円	380円	570円
<ul style="list-style-type: none"> ・通常の交通手段で、利用者での送迎が困難な心身に障害のある利用者の入退所の送迎を事業所で行います。利用申請の際にご相談下さい。 ・通常の送迎の実施地域は、京都府木津川市及び京都府相楽郡全域です。 			

※ 上表は保険給付に、地域区分10.33円を上乗せして計算しております。

注1 所得に応じて減額があります。

注2 端数処理の関係で、実際の請求額と1円程度の差が出ることがあります。

注3 利用者が、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注4 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【各種加算料金（介護予防）】

介護予防短期入所生活介護	1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算 （1日 12単位）	13円	25円	37円	常勤の理学療法士等を1名以上配置することで加算されます。
個別機能訓練加算 （1日 56単位）	58円	116円	174円	専ら機能訓練指導員職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、利用者の居宅を訪問したうえで、機能訓練指導員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算 （1日 120単位）	124円	248円	372円	若年性認知症利用者を受け入れた場合に加算されます。
療養食加算 （1食 8単位）	9円	17円	25円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日 22単位）	23円	46円	69円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上配置することで加算します。
生産性向上推進体制加算Ⅰ （1月 100単位）	103円	205円	308円	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たした上で、その成果が確認された場合であって、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ職員間の適切な役割分担の取り組みを行っている場合に算定されます。なお、当加算を算定する場合は生産性向上推進体制加算Ⅱは算定いたしません。

				ん。
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月10単位)	10円	21円	31円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に8.3%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)2.7%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に1.6%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※令和6年6月以後より算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に14.0%の割合を乗じた単位数を加算します。			

※ 上表は保険給付に、地域区分10.33円を上乗せして計算しております。

【各種加算料金(要介護)】

短期入所生活介護	1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算 (1日12単位)	13円	25円	37円	常勤の理学療法士等を1名以上配置することで加算されます。
個別機能訓練加算 (1日56単位)	58円	116円	174円	専ら機能訓練指導員職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、利用者の居宅を訪問したうえで、機能訓練指導員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅰ) (1日4単位)	5円	9円	13円	常勤の看護職員を1名以上配置することで加算されます。
看護体制加算(Ⅱ) (1日8単位)	9円	17円	25円	常勤換算方法で看護職員を1名以上配置することと、24時間の連絡体制を確保することで加算されます。
看護体制加算(Ⅲ)イ (1日12単位)	13円	25円	37円	看護体制加算(Ⅰ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受入している場合に算定されます。
看護体制加算(Ⅳ)イ (1日23単位)	24円	48円	71円	看護体制加算(Ⅱ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受入している場合に算定されます。

医療連携強化加算 (1日 58単位)	60円	120円	180円	人工膀胱又は人工肛門の処置の実施や褥瘡に対する処置、経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態等にある利用者に対して、短期入所生活介護を行った場合に加算されます。
夜勤職員配置加算 I (1日 13単位)	14円	27円	40円	夜勤を行う介護職員と看護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置することで加算されます。
若年性認知症利用者受入加算 (1日 120単位)	124円	248円	372円	若年性認知症利用者を受け入れた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算 (1日 90単位)	93円	186円	279円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急で行った場合、利用した日から起算して7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算されます。
療養食加算 (1食 8単位)	9円	17円	25円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算	看護体制加算 (I) 又は (III) を算定している場合 (1日 421単位)	435円	870円	1,304円 利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に、健康上の管理等を行わせた場合に以下の要件で加算されます。
	看護体制加算 (II) 又は (IV) を算定している場合 (1日 417単位)	431円	862円	
	いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日 413単位)	427円	854円	
	看護体制加算を算定していない場合 (1日 425単位)	439円	878円	
サービス提供体制強化加算 (I) (1日 22単位)	23円	46円	69円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上配置することで算定します。
生産性向上推進体制加算 I (1月 100単位)	103円	205円	308円	生産性向上推進体制加算 II の要件を満たした上で、その成果が確認された場合であって、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ職員間の適切な役割分担の取り組みを行っている場合に算定されます。なお、当加算を算定する場合は生産性向上推進体制加算 II は算定いたしません。
生産性向上推進体制加算 II (1月 10単位)	10円	21円	31円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ

				以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。
看取り連携体制加算 死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日間を限度 (1日64単位)	67円	133円	199円	看取り期における対応方針を定め、利用者または家族の同意を得た上で、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に、亡くなられた日からさかのぼって30日以下について7日間を限度に算定されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に8.3%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)2.7%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月末まで算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に1.6%を乗じた単位数を加算します。			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※令和6年6月以後より算定	国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に14.0%の割合を乗じた単位数を加算します。			

※ 上表は保険給付に、地域区分10.33円を上乗せして計算しております。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用者が選定し利用するサービスで利用料金の全額が利用者の負担となります。

<介護保険給付外サービス>

種 類	内 容	利 用 料
食事の提供に係る費用	利用者に提供する食事の調理に要する費用と材料の費用	朝食 350円 昼食 660円 夕食 660円
おやつの提供に係る費用	利用者に提供するおやつの調理に要する費用と材料の費用	1食 110円
行事食追加費用	誕生日会、季節行事等の特別献立時の材料費の追加相当分	1回 500円
外食費用	施設が行った外出行事等で外食に要した費用	実費
酒 類	個人の嗜好による酒類の提供に要した費用	実費
そ の 他	その他個人の嗜好により提供した特別な食事に要した費用	実費
レクリエーション 行事の材料費等	費用実費相当額	実費
写しの交付	写しの交付に伴い必要となる費用(1枚につき)	20円
レンタルテレビ	テレビカード1枚で20時間視聴できます。	1枚 1,000円

日常生活上必要となる諸費用	ティッシュペーパー等 (おむつ代は、介護費用に含まれます)	実費
理美容サービス (株式会社フィール) 月に1回(第1土曜日) 移動福祉理美容車の出張による理容サービス	カット・ブロー・簡単お顔剃り	2,350円
	毛染め(カット・洗髪付)	4,250円
	毛染め・カット・ブロー・簡単お顔剃り	6,600円
	パーマ(カット・ブロー・洗髪付)	7,500円

滞在費

滞在費(1日)	従来型個室	多床室
	1,800円	1,250円

※ 従来型個室に限り、夫婦等で同一の居室を使用する場合の滞在費1日分は、各利用者から滞在費をお支払していただきます。

※ 多床室は、夫婦等で同一の居室として使用することはできません。

入退所の送迎にかかる通常の送迎範囲を超える特別の送迎

通常の事業の実施範囲外への送迎費 (実施範囲を超えた地点から目的地までの距離とする)	5km未満	500円
	5km以上10km未満	1,000円
	10km以上	1,500円

(3) 利用料の負担軽減について

①介護保険負担限度額認定

食費と居住費は、下記の表に記載の各段階に応じて補足給付(特定入所者介護サービス費)の対象となる場合があります。制度利用に当たっては、各市区町村への申請手続き後に、市町村が発行する認定証等の減額対象であることの確認できる書類の提示が必要となります。

利用者負担段階		滞在費(1日)		食費(1日)
		従来型個室	多床室	
第1段階	市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給されており、かつ預貯金などが単身で1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円以下の方など	320円 ※令和6年8月～ 380円	0円	300円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下で、かつ預貯金などが単身で650万円、配偶者がいる方は合計1,650万円以下の方など	420円 ※令和6年8月～ 480円	370円 ※令和6年8月～ 430円	600円
第3段階 ①	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下で、かつ預貯金などが単身で550万円、配偶者がいる方は合計1,550万円以下の方など	820円 ※令和6年8月～ 880円	370円 ※令和6年8月～ 430円	1,000円
第3段階	市民税世帯非課税で合計所得	820円	370円	1,300円

②	金額と課税年金収入額の合計	※令和6年8月～ 880円	※令和6年8月～ 430円
	が120万円超で、かつ預貯金などが単身で500万円、配偶者がいる方は合計1,500万円以下の方など		

※各市区町村への申請手続きが必要となります。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税者である方などで生計の困難な方が対象です。制度利用に当たっては、各市区町村への申請手続き後に、市町村が発行する認定証等の減額対象であることの確認できる書類の提示が必要となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出ることとします。利用者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

前日までに申し出がなかった場合 (当日のキャンセル)	・食費費用相当額 (1日分)	1,670円
	・おやつ費用相当額 (1日分)	110円
	・滞在費相当額 従来型個室 (1日分)	1,800円
	・滞在費相当額 多床室 (1日分)	1,250円

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日程を利用者に提示して担当介護支援専門員と協議します。

(5) 利用料金のお支払方法

毎月、15日前後に前月分の請求額をお知らせいたしますので、以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27日にお引き落としいたします）。なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	振込でのお支払いを希望される方は、お問い合わせください。
口座引き落とし	毎月27日（非営業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としさせていただきます。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

6. 事業所利用上の留意事項

当事業所のご利用に当たって、事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

次に掲げるものは、事業所内に持ち込めません。

ペット、危険物、公序良俗に反するもの、その他管理者が指定するもの

(2) 面 会

面会時間 9：00～20：00

※来訪者は、玄関受付にて面会カードに記帳していただきます。

※感染対策で面会時間や面会場所等を制限させて頂くことがあります。

(3) 外出

外出をされる場合は、事前に所定の用紙で届け出て下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前々日までにお申し出下さい。

(5) 事業所・設備の使用上の注意

- ・建物、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用してください。
- ・利用者のサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・建物、設備、什器及び備品等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・事業所を利用中において、外出する場合は、事前に事業所へ届け出てください。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことは出来ません。
- ・指定した場所以外での喫煙は出来ません。
- ・施設の秩序・風紀を乱したり、安全衛生に害することや、けんか・口論・泥酔等他人に迷惑をかける行為は禁じます。
- ・喫煙は決められた場所以外では御遠慮下さい。
- ・正当な理由がなく、施設内で知り得た他の利用者またはその家族の個人情報を漏らし

てはなりません。特に当施設の他の利用者が入った写真等を使用する場合は施設の許可を得てください。

7. 介護施設におけるリスクについて

(1) 介護施設について

加茂の里は介護施設であり、利用者の生活の場所となりますので、医療的処置（例えば酸素吸入や点滴など）が必要になれば、在宅の主治医または協力医療機関等を受診することになります。また、必要な場合は救急搬送もあります。

(2) 医療面について

看護職員は日中のみの勤務となっており8：30～18：00（17：00までの日もあります）以外の時間帯には不在となります。医療的には在宅と大きく変わらない状況であることをご理解ください。ただし、緊急を要する場合は看護職員に電話連絡できる体制をとっています。また、内服薬・浣腸液などについては、ご家族が準備していただいている持参分以外には施設としてご用意できませんので、発熱時に服用されているお薬などがあれば、ご持参ください。

基本的には施設から受診に行く際は、ご家族にお願いをしています。万一利用中に利用者の急変があれば、ご家族に処置についてご相談し、同行いただくこととなります。

(3) 転倒・転落・骨折のリスクについて

高齢者は転倒・転落・骨折のリスクが高くなり認知症状や筋力低下も重なるとその危険が増大します。施設では入所者一人一人に常時付き添うことは難しく、職員の目が届かないタイミングでの転倒・転落やそれに伴う骨折のリスクを無くすことはできない事について、ご了承ください。

(4) 誤嚥性肺炎・窒息のリスクについて

高齢になると多くの方は、嚥下機能（飲み込む力）の低下に伴い、肺炎を起こすリスクが高くなります。また、認知症状がある場合には、食べられると思って本人が口にされたものを喉に詰めてしまわれることもあり、高齢者は常に誤嚥性肺炎や窒息の危険があります。口腔ケアや安全な食材提供を心掛けてはいますが、これらのリスクを無くすことができない事について、ご了承ください。

(5) 床ずれ（褥瘡）発生のリスクについて

高齢になると急な食欲の低下や、認知症の進行に伴う食事に対する認識の低下により、食事摂取量の低下や臥床時間の増加が見られ、床ずれ（褥瘡）が発生する場合があります。床ずれ（褥瘡）を防ぐために、臥床時の体位交換（寝返りの介助）や栄養状態の把握、エアマットなどの褥瘡予防用具の活用をしていきますが、本人の状態が悪化していくと褥瘡発生を確実に防ぐことはできない場合もあります。

(6) 突発的な急変の可能性について

高齢になると様々な機能や回復力の低下がみられ、突然の体調悪化が見られることがあります。その場合は、ご家族の連絡より先に協力医療機関等への救急搬送を行う場合があります。また、その際には病状確認と治療方針の決定が必要となるため、ご家族にも病院へ駆けつけていただく必要があります（施設職員が代理で判断することができないため）。

8. 利用の終了（契約の終了）

事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のようない事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了することになります。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 要介護認定更新において、利用者が自立と認定された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ⑥ 利用者から契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から契約解除を申し出ることができます。その場合には、契約解除を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ① サービス利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により契約解除させていただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約解除させていただくことがあります。

- ① 利用者またはその家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及びその家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
- ④ 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、30日以内の支払いを定め

た催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ⑤ 契約者またはその家族等によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 2 前項の規定による契約の終了後、契約解除までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

9. 秘密の保持

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。

10. 個人情報の保護

個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。また、オンラインでの会議やカンファレンスにおいても参加者以外への情報の漏えい防止に必要な安全管理を行います。したがって、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。

当事業所において利用者およびその家族の個人情報の利用目的は次の通りです。

- ・ 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ・ 居宅介護支援事業所等に対する情報提供
- ・ 業務の維持・改善のための資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 医療機関との連携を図るための情報共有
- ・ 介護保険事務
- ・ 科学的介護情報システム「LIFE」での厚生労働省への情報提供
- ・ 業務上必要な行政への対応
- ・ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出等
- ・ 当該事業所からのご案内
- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外で利用者の情報を利用する場合は、利用者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

11. 事故発生時および緊急時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び京都府、市町村並びに関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

- (2) 利用者に対するサービスの提供の際に利用者の病状の急変があった場合には、医師の指

示を受け、必要により最寄の救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、家族及び関係機関等に連絡を行います。

①協力医療機関

医療機関の名称	武田総合病院
所在地	京都府京都市伏見区石田森南町28-1
電話番号	075-572-6331
診療科	内・呼・循・消・神経・小・外・皮膚・泌・産婦・眼・耳鼻他

医療機関の名称	宇治武田病院
所在地	京都府宇治市宇治里尻36-26
電話番号	0774-25-2500
診療科	内・消・循・小・外・整外・肛・眼・耳鼻・放・リハ他

医療機関の名称	京都山城総合医療センター
所在地	京都府木津川市木津駅前一丁目27番地
電話番号	0774-72-0235
診療科	内・呼・循・消・神経・小・外・皮膚・泌尿・産婦・眼他

医療機関の名称	精華町国民健康保険病院
所在地	京都府相楽郡精華町祝園砂子田7番地
電話番号	0774-94-2076
診療科	内・外・整外・皮膚・心内他

医療機関の名称	山口医院（医師 山口泰司）
所在地	京都府木津川市加茂町里南古田134番地
電話番号	0774-76-0505
診療科	内科・消化器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	やまむらデンタルクリニック（医師 山村 成弘）
所在地	京都府相楽郡精華町光台4丁目28-5
電話番号	0774-93-4755

12. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

13. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 感染症対策の強化

当事業所は、感染症の発生、またはまん延を防止するために、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症対策に関する定期的な委員会の開催
- (2) 感染症対策に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修の実施

15. 業務継続に向けた取組み

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、以下の措置を講じます。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施

16. 虐待防止のための取組み

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止等のため、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

17. 身体的拘束等の適正化のための取組み

利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとし、以下の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催します。
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的な研修の実施します。

18. ハラスメント防止のための取組み

当事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記（１）から（３）のいずれかの行為に該当するものとします。

- （１）身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- （２）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- （３）意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシャル・ハラスメント）

19. 利用者への説明・同意等に係る見直し

- （１）利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

- （２）個人情報保護の対応を行ったうえで、ICT機器活用の取り組みとして、署名の電子化やオンラインでのカンファレンス、電子媒体での情報発信等を推進していきます。

20. ICT機器等の使用について

当施設では利用者の状態に応じた介護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数を確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらの機器を以下の目的で利用いたします。

- （１）利用者の生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
- （２）利用者に適したケアプランの検討・サービスの提供及びその効果の検証
- （３）利用者の体調変化への気づき
- （４）その他、利用者への介護サービス提供全般

なお、利用者様への介護サービスの提供に当たり、これらの情報をご家族やケアマネジャー、提携先の医療機関に提供することがあります。

21. 苦情の受付

- （１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付担当者	生活相談員 菊間 智哉、玉井 洋行、常盤 人美
○苦情解決責任者	管理者 辻 克哉
○受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00
○連絡先	TEL:0774-76-7607 FAX:0774-76-7802

※ また、ご意見箱を玄関に設置しています。

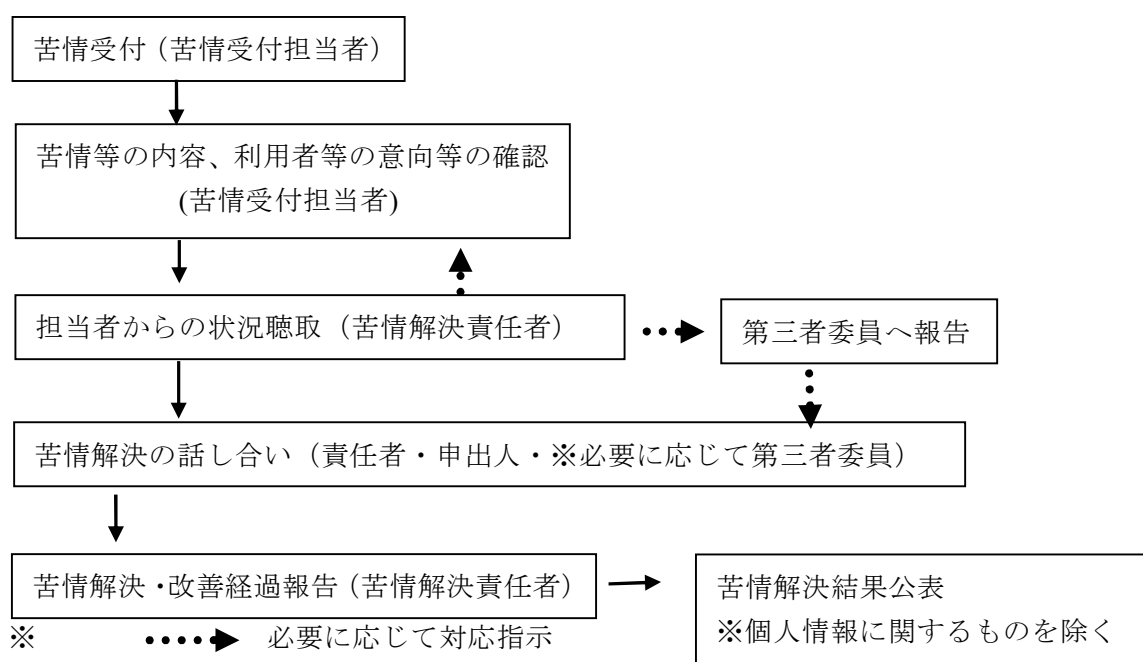
- （２）その他

上記以外にも、居宅介護支援事業所、保険者、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け

付けています。

- ・京都府福祉サービス運営適正化委員会 TEL：075-252-2152
- ・京都府国民健康保険団体連合会 TEL：075-354-9090
- ・木津川市保健福祉部高齢介護課 TEL：0774-75-1213
- ・精華町高齢福祉課 TEL：0774-95-1932
- ・和束町福祉課 TEL：0774-78-3006
- ・笠置町保健福祉課 TEL：0743-95-2303
- ・南山城村保健医療課 TEL：0743-93-0104
- ・その他、介護保険証記載の保険者（市区町村）の介護保険担当窓口

(3) 苦情対応方法



22. 第三者評価の受診状況

当施設では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受診しています。

直近の受診年月日：令和6年2月21日

評価機関名称：一般社団法人京都私立病院協会

評価結果につきましては、当施設ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・特別養護老人ホーム加茂の里 <http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/kamo/>
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

20. 連帯保証人

契約締結にあたり、連帯保証人を求めることがあります。

連帯保証人は、入所契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うこととなります。契約者が利用料等の諸費用を支払わない場合は、30

万円を限度額（上限額）として、連帯保証人が支払うものとします。